

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められるとともに、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで
③ 平成2年11月から3年3月まで
④ 平成6年2月及び同年3月

申立期間①及び②について、昭和58年に国民年金保険料の免除手続を行ったが、以後、継続して免除されると思っていた。なぜ、この期間が免除になっていないのか納付できない。昭和58年から平成2年にかけて、国民健康保険料は何とか払ったと思うが、町民税等は減免措置を受けた。

申立期間③及び④について、平成2年から保険料を払えるようになり、役場の委託職員が、毎月、集金に来ていた。領収書を確認したが間違いなく、毎月、夫婦二人分を支払っていたのに、未納の月が生じたことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人夫婦は、昭和57年度から平成元年度まで、申立期間を除き申請免除が承認されていることから、毎年、免除申請が行われていたと考えられる上、申立期間①及び②の当時の町民税等の減免措置は確認できないが、国民年金保険料が納付困難な事情は引き続いていたと考えられる。

また、申立人から提出のあった昭和59年から平成元年の確定申告書（控）から、申立人世帯の所得状況が確認でき、申立期間①については申請免除が承認されていたと推認される。

一方、申立期間②については、世帯の所得状況は年々増加していることが確認できることから、昭和 62 年度の申請免除は 12 か月ではなく、4 月から 9 月までが承認されたと考えても不自然ではない上、社会保険庁の当該年度の免除処理履歴からも 6 か月の免除承認処理が行われたことが確認できる。

申立期間③及び④については、申立人が保管する領収書から、平成 2 年 10 月以降 9 年 4 月まで、集金により、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたことが確認できるとともに、いずれの申立期間も、年度当初に納付開始が遅れたため、当該年度内に集金で納付できなかったことも確認できる。

申立期間③については、前年度の 12 月まで免除が承認されている上、当該期間前後の納付状況から、現年度保険料のほか、当該期間を過年度保険料として納付したとは考えにくい。

一方、申立期間④については、2 か月と短期間であり、年度当初は納付開始が遅れたものの、数か月分をまとめて納付したことが確認でき、また、前年度の過年度保険料も納付していることが確認できることから、この期間を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料は申請免除されていたものと認められるとともに、平成 6 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められるとともに、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで
③ 平成2年11月から3年3月まで
④ 平成6年2月及び同年3月

申立期間①及び②について、昭和58年に国民年金保険料の免除手続を行ったが、以後、継続して免除されると思っていた。なぜ、この期間が免除になっていないのか納付できない。昭和58年から平成2年にかけて、国民健康保険料は何とか払ったと思うが、町民税等は減免措置を受けた。

申立期間③及び④について、平成2年から保険料を払えるようになり、役場の委託職員が、毎月、集金に来ていた。領収書を確認したが間違いなく、毎月、夫婦二人分を支払っていたのに、未納の月が生じたことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人夫婦は、昭和57年度から平成元年度まで、申立期間を除き申請免除が承認されていることから、毎年、免除申請が行われていたと考えられる上、申立期間①及び②の当時の町民税等の減免措置は確認できないが、国民年金保険料が納付困難な事情は引き続いていたと考えられる。

また、申立人から提出のあった昭和59年から平成元年の確定申告書（控）から、申立人世帯の所得状況が確認でき、申立期間①については申請免除が承認されていたと推認される。

一方、申立期間②については、世帯の所得状況は年々増加していることが確認できることから、昭和 62 年度の申請免除は 12 か月ではなく、4 月から 9 月までが承認されたと考えても不自然ではない上、社会保険庁の当該年度の免除処理履歴からも 6 か月の免除承認処理が行われたことが確認できる。

申立期間③及び④については、申立人が保管する領収書から、平成 2 年 10 月以降 9 年 4 月まで、集金により、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたことが確認できるとともに、いずれの申立期間も、年度当初に納付開始が遅れたため、当該年度内に集金で納付できなかったことも確認できる。

申立期間③については、前年度の 12 月まで免除が承認されている上、当該期間前後の納付状況から、現年度保険料のほか、当該期間を過年度保険料として納付したとは考えにくい。

一方、申立期間④については、2 か月と短期間であり、年度当初は納付開始が遅れたものの、数か月分をまとめて納付したことが確認でき、また、前年度の過年度保険料も納付していることが確認できることから、この期間を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料は申請免除されていたものと認められるとともに、平成 6 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 11 日から 40 年 7 月 12 日まで
② 昭和 40 年 7 月 12 日から 42 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 9 月 2 日から 44 年 6 月 22 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているということだが、昭和 44 年 5 月に結婚、6 月に退職、45 年 4 月 7 日に長女出産のため、社会保険事務所の窓口に行くことができない状況でした。脱退手当金制度自体を知りませんでした。今回の回答に驚いています。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 4 か月後の昭和 45 年 9 月 8 日に支給決定されたことになっているほか、請求期間の最終事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 47 名中 4 名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、支給されたとする金額及び月数は、法定支給額及び申立期間の月数と金額では 5,142 円、支給月数も 12 か月と相当に相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年10月まで
60歳になった時に未納があるとの通知が来た。ずっと納付していると思っていたのでびっくりしたが、今のように年金の事が騒がれる前だったので、どうすることもできなかった。
未納にするのが嫌だという気持ちがあり、ずっと納付してきた。
納付は自分でしていたので、未納通知が来ていたら納めるはずだし、夫は納付になっている。経済的にも、納付できる余裕はあった。
昭和63年度は前納したが、それ以降は毎月納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の期間の国民年金保険料について、平成4年12月に過年度納付可能な最大限の期間となる2年11月から4年3月までを一括納付していることから、それ以前の期間は時効により納付できなかった可能性がうかがえる。

また、申立人の夫の記録に平成3年7月の過年度納付書作成記録があることから、申立期間である平成元年から2年の間に、夫の保険料が現年度納付されていない期間があることが確認できる。

さらに、申立人が保管している家計簿からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できず、ほかに申立期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から61年3月まで
年金受給手続の時、申立期間が未納であることを初めて知った。申立期間当時の保険料は、自分名義の銀行口座から引き落としだった。保険料が未納だという連絡を受けた記憶は無いし、督促されたり納付書が送られてきたら支払ったと思う。また、夫が亡くなったとき、国民年金の母子年金を受給し年金の大切さを感じていたため、やめる手続をした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年6月までの期間は未納期間であり、59年7月から61年3月までの期間は未加入期間とされているが、資格喪失した記憶は無く、申立期間の国民年金保険料は、付加保険料も併せて銀行口座振替で納付していたと主張しているものの、申立期間当時、申立人が口座振替で国民年金保険料を納付していたことは確認できない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、国民年金に未加入とされている期間について、社会保険庁及びA市の被保険者名簿の記録から昭和59年7月6日に資格喪失し、61年4月1日に再取得、同年8月8日に付加保険料納付の申出があったことが確認できる上、当該年度内の同一日に同年4月から同年7月までの期間は定額保険料のみを納付しており、同年8月及び同年9月は付加保険料も併せて納付されていることが確認できることから、同年3月までは資格喪失していたが、同年4月に再取得したことで付加年金にも再加入したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から51年3月まで

昭和48年から51年ころ、社会保険事務所の国民年金担当の男性が二人自宅に来て、特例納付制度が設けられて、本年度中であれば今までの未納期間を一括して払えば、満額の年金を受け取れると説明された。

叔母にお金を借り、国民年金に加入し、一括して支払った記憶がある。

特例納付後は、納付書が送られてくるようになり、滞ることなく納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したとする時期には、第2回特例納付実施期間が含まれているが、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号は、昭和53年8月に払い出されているため、この国民年金手帳記号番号での納付は考えられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、昭和51年度と52年度は過年度納付であることから、申立人の、特例納付後に滞ることなく納付していたとする申立てと矛盾する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から50年3月までの期間、57年4月から同年5月までの期間及び57年12月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から50年3月まで
② 昭和57年4月から同年5月まで
③ 昭和57年12月から59年6月まで

年金を受け取ることになり、未納期間があることを知ってびっくりした。当時、母親が私の将来を心配し、年金をかけるとうるさく言っており、保険料は何があっても納めなければと思っていた。平成10年度に10か月納付できなかった時期はあるが、それ以外は納付していると記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を未納無く納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に元妻と連番で払い出されており、この時点では、申立期間①の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立期間③直後の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適正な時期に行われず、時効により納付できなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金制度ができたころに、自宅に役場職員が来て加入を勧められ、加入手続をした。勧誘に来た職員の氏名は分かっている。

また、当初の国民年金保険料は100円で、集金に来ていた職員もはっきり覚えており、何回かは、同居していた義弟の保険料と一緒に支払った。納めていたのは、昭和42年か43年ごろまでだと思うが、その後、町内で引っ越した際に、年金手帳は処分した。

義母とも同居していたが、義母が国民年金に加入していたことは知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義弟及び義母には、国民年金制度発足に際して国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金に任意加入した昭和49年4月に払い出されたものであり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその夫は、当時自宅に加入勧奨に来たとして二人の町職員の氏名を挙げたが、加入勧奨を受けたとする時期に、いずれの職員も国民年金の担当部署には在籍していなかったことが確認でき、A町からは、国民年金担当職員以外の職員が加入勧奨に携わることはなかったと思われるとの回答を得ている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人の義弟から当時の状況について聴取したものの、申立期間当時、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られていない。

加えて、申立人が記憶している集金担当の職員は、申立期間の一部の期間には国民年金の担当として在職していたことが確認できるものの、当時は、申立人の義母が国民年金に加入していたことから、当該職員はその保険料の集金に来ていたと推測される上、当該職員は既に死亡しているため証言を得ることもできず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 17 日から 35 年 6 月 29 日まで
厚生年金保険期間照会の回答で、A 県で勤務していた申立期間については昭和 35 年 9 月 12 日に脱退手当金を受給しているとのことですが、当時は既に B 県に来ており、A 県に居住していた方とは連絡を取り合っていたので、振込の連絡があれば知らせてくれるはずですが、脱退した記憶もなく、脱退手当金を受給した記憶もありません。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含めて前後 14 ページに記載されている 276 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給者は 108 名おり、そのうち、65 名は 1 年以内に受給していることが確認できる。

また、当該事業所からは代理請求及び代理受領をしていたとの証言もあり、申立期間は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の、昭和 35 年 9 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。